

# 受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則

平成 6年 3月17日制定  
平成 9年11月 7日改正  
平成10年11月27日改正  
平成11年 4月16日改正  
平成12年 6月19日改正  
平成12年 9月22日改正  
平成12年12月15日改正  
平成14年 3月15日改正  
平成14年 6月21日改正  
平成14年10月25日改正  
平成16年 3月19日改正  
平成16年 9月15日改正  
平成19年 1月19日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成23年 2月17日改正  
平成25年 9月18日改正  
平成29年 6月 8日改正  
平成31年 4月18日改正  
令和 3年 5月20日改正  
令和 4年 4月14日改正

## (目 的)

第1条 この細則は、「受益証券等の直接募集等に関する規則」（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

## (トータルリターンの通知)

第2条 規則第10条の2に規定するトータルリターンの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

### (1) 対象とする投資信託の範囲

- ① トータルリターンの通知は、正会員が振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（規則第10条の2に規定する投資信託をいう。以下同じ。）のうち、募集（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）が行われたものを対象とする。
- ② 上記①にかかわらず、次に掲げる投資信託はトータルリターンの通知の対象外とすることができる。
  - イ 顧客の買付時において取引所金融商品市場において取引が行われていた投資信託
  - ロ 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託
  - ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第65条第2号イからハまでに掲げる投資信託
  - ニ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第13条第2号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）
  - ホ アンブレラ型投資信託（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つ

のファンドとして運営される投資信託をいう。)のうち、次のすべてを満たすものをいう。

a 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであること

b サブファンド（a以外のサブファンドを含む。cにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること

c 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと

へ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託及びミリオン型投資信託

ト 確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託

チ 当該正会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものである投資信託

ただし、正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記③のとおり取り扱う。

リ 自社の口座間において移管された投資信託

ヌ 顧客が継続して10年以上を超えて保有している投資信託

③ 正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。

この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。

## (2) 対象とする顧客の範囲

個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。

なお、特定投資家や法人顧客を対象に加えることもできる。

## (3) トータルリターンの計算方法

① トータルリターンは、次の計算式により算出された金額とする。

（「イ 評価金額」＋「ロ 累計受取分配金額」＋「ハ 累計売付金額」）－「ニ 累計買付金額」

② 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、次のとおりとする。

イ 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額とする。

評価金額＝〔計算基準日現在の基準価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕÷〔計算口数〕

（注）基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。

ロ 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡

金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。

累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕

分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（1口当たりの分配金×保有口数）〕  
－〔当期の分配金額に係る税額〕

（注1）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。

（注2）分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。

ハ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。

累計売付金額＝〔売却金額の累計〕

売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕  
－〔換金手数料に係る消費税額〕

ニ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。

累計買付金額＝〔買付金額の累計〕

買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕  
＋〔販売手数料に係る消費税額〕

（注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。

③ 外貨建の投資信託については、当該投資信託の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。

#### （4）通知の方法

① トータルリターンの通知は、次のいずれかの方法により行う。

イ 書面の交付

ロ ファクシミリ装置を用いた送信

ハ 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信

ニ インターネットその他の電気通信回線を用いる送信

② 上記①ロからニに定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。

③ 上記①にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記①イからニに定める方法のいずれでも差し支えない。

④ 上記①ニに定める方法により又は③に基づき顧客の照会によりトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができるようにな

るまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記（6）「通知の内容」②に規定する通知において同じ。）

（5）通知の頻度及び計算基準日

- ① 上記（4）①に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各正会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。
- ② 上記（4）③に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。

（6）通知の内容

- ① トータルリターンの通知には、次の事項を含めるものとする。
  - イ 投資信託の名称
  - ロ 計算基準日
  - ハ 評価金額
  - ニ 累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。）
  - ホ 累計買付金額
  - ヘ トータルリターンの額
  - ト トータルリターンの計算式
  - チ 書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨
  - リ その他、正会員が必要と認める事項
- ② 上記①にかかわらず、上記（4）③に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記①ト及びチを書面により事前に通知している場合には、上記①イ、ロ、ヘ及び正会員が必要と認める事項について回答することができる。
- ③ トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。

（保管会社）

第3条 規則第11条第2項に規定する保管会社は、所得税法施行令第51条の3第1項第1号に規定する金融機関の営業所等その他財産的基礎及び有価証券の保管・管理業務の実績等を勘案して、委託業者が投資者保護上問題がないと認めた会社とする。

（経営者報告書の記載事項）

第3条の2 規則第11条第5項に規定する経営者報告書の記載事項は以下の通りとする。

- （1）分別管理の法令等を遵守する責任を有している旨
- （2）分別管理の法令等遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨
- （3）監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、また、口座管理機

- 関である場合には顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨
- (4) 法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実施した旨
  - (5) 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨
  - (6) 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容

2 経営者報告書の参考様式は、別紙様式1とする。

3 規則第11条第8項に規定する細則で定める様式は、別紙様式2とする。

(営業役職員の届出書)

第4条 規則第14条第1項に規定する細則で定める様式は、別表1とする。

2 規則第14条第2項に規定する細則で定める様式は、別表2とする。

附 則

この基準は、平成6年3月17日から実施する。

附 則

第4条、第5条及び第6条の改正規則は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

第3条、第4条、第5条及び第6条の改正規則は、平成10年12月1日から実施する。

ただし、平成10年11月30日以前に保護預りした受益証券については、平成11年11月30日の間までは従前の基準を適用する。

附 則

第3条の改正規則は、平成11年4月16日から実施する。

附 則

別表1の改正規則は、平成12年6月19日から実施する。

附 則

別表1の改正規則は、平成12年9月22日から実施する。

附 則

この改正は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から実施する。  
ただし書き 削除

附 則

この改正は、平成14年10月25日から実施する。  
ただし書き 削除

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 削除

附 則

この改正は、平成16年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

- 1 この改正は、平成19年9月30日から実施する。
- 2 平成14年4月1日付改正に伴う附則ただし書き、平成14年10月25日付改正に伴う附則ただし書き、平成16年4月1日付改正に伴う附則2については、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月8日から実施する。

ただし、第3条及び第3条の2の改正については、平成30年3月31日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

第3条を改正。第3条の2を新設。別紙様式1及び2を新設。別表1及び2を改正。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

\*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

\*改正条項は、次のとおりである。

- ・第3条の2第3項に規定する別紙様式2
- ・第4条第1項及び第2項に規定する別表1及び別表2

附 則

この改正は、令和4年4月14日から実施する。

\*改正箇所は、次のとおりである。

別紙様式1 経営者報告書

別紙様式 1

【参考様式 1】

(法定監査の場合)

分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書

令和（又は西暦）×年×月×日

〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇（注 1）（注 2）

私たちは、〇〇株式会社（以下「当社」という。）の経営者（注 1）として、口座管理機関に関する命令第 2 条第 1 号に基づき金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第 136 条、第 138 条、第 139 条、第 141 条（ただし、第 1 項第 3 号、同第 10 号から第 13 号及び第 5 項から第 7 項を除くものとする。）及び第 141 条の 3
- ・平成 19 年 8 月金融庁告示第 57 号及び第 58 号
- ・受益証券等の直接募集等に関する規則第 11 条及び第 12 条
- ・受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

私たちは、法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、令和（又は西暦）×年×月×日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。（注 3）

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。（注 4）

以 上

（注 1）経営者とは、取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいうが、外国法人にあつては金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ハに規定する国内における代表者（同法第 65 条第 1 項に規定する職務代行者を含む。）をいう。

（注 2）署名（電子署名を含む）又は記名押印するものとする。電子署名を行う場合には、経営者報告書にその氏名を表示する必要がある。また、電子署名の規格について、監査人と



の間であらかじめ合意しておくよう留意するものとする。

(注3) 一部の手続を実施できなかった場合には、実施できなかった手続の影響によって、以下のどちらかの記載とする。

(文例1)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、上記の事項を除き、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

(文例2)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、上記の事項の影響の重要性に鑑み、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明しない。

(注4) 法令等非遵守がある場合には、以下の記載とする。

この手続の実施の結果下記に記載した事項が発見されたため、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明する。

記

法令等非遵守の内容を詳細に記載する。 ×××

(協会規則等に基づく監査の場合)

分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書

令和（又は西暦）×年×月×日

〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇（注1）（注2）

私たちは、〇〇株式会社（以下「当社」という。）の経営者（注1）として、金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号に基づき金融商品取引法第43条の2第2項に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第2項
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・受益証券等の直接募集等に関する規則第12条
- ・受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

私たちは、法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、令和（又は西暦）×年×月×日現在で顧客分別金を信託し、分別管理する責任を有している。

私たちは、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。（注2）

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。（注3）

以 上

（注1）経営者とは、取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいうが、外国法人にあつては金融商品取引法第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者（同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。）をいう。

（注2）署名（電子署名を含む）又は記名押印するものとする。電子署名を行う場合には、経営者報告書にその氏名を表示する必要がある。また、電子署名の規格について、監査人との間であらかじめ合意しておくよう留意するものとする。

(注3) 一部の手続を実施できなかった場合には、実施できなかった手続の影響によって、以下のどちらかの記載とする。

(文例1)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、上記の事項を除き、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

(文例2)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、上記の事項の影響の重要性に鑑み、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明しない。

(注4) 法令等非遵守がある場合には、以下の記載とする。

この手続の実施の結果下記に記載した事項が発見されたため、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明する。

記

法令等非遵守の内容を詳細に記載する。×××

【参考様式2】

基準日現在の分別管理の法令等遵守には影響を与えないが、基準日後、経営者報告書提出日までに、分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える後発事象が発生した場合

(省略)

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

〇〇株式会社は、令和（又は西暦）×年×月×日付で〇〇株式会社を存続会社とし□□株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

別紙様式2

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

分別管理監査に関する報告書の提出

年 月 日付で、当社の分別管理監査に関する報告書を受領しましたので、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条第8項の規定に基づき、提出いたします。

(添付書類：分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写し)

別表1 営業役職員届出書（第4条第1項関係）

申請日 年 月 日

営業役職員届出書

商号又は名称

電話（ ）

氏名	フリガナ	生年月日	従事する日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

※ 業務上で旧姓又は通称名を使用する場合には、その旨を注記する。

別表2 営業役職員変更届出書（第4条第2項関係）

申請日 年 月 日

営業役職員変更届出書

商号又は名称

電話（ ）

氏名	フリガナ	従事しなくなった日 (又は変更年月日)	備考
		年 月 日	
		年 月 日	

※ 既に届出済みの者について氏名の変更があった場合には、備考欄に旧届出内容（氏名）を記載する。

なお、氏名の変更後も業務上で旧氏名を使用する場合にはその旨も併せて記載する。